

税金が滞納にならないように 納期内納付にご協力を

貴重な税金は、御代田町でも皆さまの生活のさまざまな場面で使われています。納期内での納付をお願いします。

税務課では、納期内納付をしている皆さまとの公平を確保するため、税金の滞納について次のような対応を実施しています。

督促状を発送します

ご自身で納める税金が未納（口座引き落とし不能を含む）だった場合、納期限後20日を目安に、地方税法の規定により督促状を発送します。一通につき督促手数料100円が加算されます。（督促状は1回限り）

督促状でも納付がない場合

地方税法第331条他により、「督促状発送後、10日までに完納しないときは財産を差し押さえなければならない」と規定されているため、以下のように対応していきます。

①催告書の送付

うっかり忘れてしまうこともあるので、適宜催告書を送付し、納付を促します。

②財産調査

催告書を送付しても納付がない場合は、財産調査を開始します。

調査例：預金・動産・不動産・生命保険・勤務先（給与）・売掛金・売電契約 など
（状況により、差し押え予告通知等を発送する場合があります。）



③財産の差し押え

差し押える財産は、換価優位性（すぐに現金化が可能か）を考慮しながら、財産を差し押え、当該税金に換価します。

差し押え例：預金・給与・年金・生命保険・売電収入・売掛金・不動産 など

④長野県地方税滞納整理機構に移管

徴収困難案件を中心に徴収する滞納整理機構に移管し、更に徹底した財産調査（家宅搜索を含む）の上、財産の差し押えや、公売等を実施し完納を目指します。

延滞金のおはなし

納期限の翌日から、延滞金の計算が始まります。延滞金は、千円未満までは請求しませんが、超えたところで千円から請求します。（100円未満は切り捨て）

延滞金は、高い利率（1カ月まで2.4%・1カ月から納付日まで8.7%）になります。早い段階で納付しましょう。（注意：ここ数年は同じ利率ですが、年ごとで利率は決定されます。）

延滞金計算例

納期限6月30日 本税100,000円を10月8日（100日間経過）に納付した場合

1カ月まで：100,000円×2.4%×31日÷365＝ 203円（円未満切り捨て）

1カ月以降：100,000円×8.7%×69日÷365＝1,644円（円未満切り捨て）

延滞金額：203円＋1,644円＝1,847円⇒ 1,800円（100円未満切り捨て）

納税相談はお早めに

病気や失業等、やむを得ない事情で納期限までに税金を納めることができない場合等、早めに税務課収税係へご相談ください。また、災害等による徴収猶予制度もあります。

問い合わせ先 税務課収税係（32）3126

第32回 きなんしまつり

◆ 総合文化展 ◆



10月30日(金)～11月1日(日)
午前10時～午後5時 ※最終日は午後3時まで
『御代田の人たちってホントにすごい!』
力作ぞろいの作品展です。

◆ 芸能発表会 ◆



10月24日(土)
午前10時～午後3時(予定)
幅広い世代の皆さまによるステージ発表です。
日ごろの練習の成果をお楽しみください。

県民コンサートinみよた 10月25日(日)

開場：午後1時30分 開演：午後2時 演奏：長野市交響楽団

※来場にはお申し込みが必要です。

場所 エコールみよた あつもりホール他

主催 御代田町公民館・きなんしまつり実行委員会 / 問い合わせ先 教育委員会生涯学習係(32)2770

小中学校探究学習補助金を活用した探究学習

町内小中学校では、自主的に学び力を育成するために、総合的な学習の時間の中で探究学習を実施しています。

御代田町を探究するために費用が発生することから、町内小中学校に対して総合的な学習における探究学習の実施について、町から小学校は1クラスにつき2万円、中学校は1クラスにつき3万5千円の補助金を交付しています。

本補助金を活用して地域の文化や自然に触れ、体験を通した学びを深めるため、郷土料理作りやキャンプなどの探究活動を実施しています。

地域の食文化や自然環境について学ぶとともに、仲間と協力して活動する中で、自主性や協調性を育む機会になっています。



「おやき作り」南小



「キャンプ」北小



「おにかけうどん作り」中学

問い合わせ先 教育委員会学校教育係（32）9100